

「一般社団法人石川県ドローン協会」入会申込について

<定款より抜粋>

(目的) この法人は、石川県の無人航空機（ドローン）を取巻く環境と未来進歩に向けてドローンを通じて地域から都市未来構想までを幅広く情報提言し、県内の産学官が連携することで経済の発展と地域社会に寄与することを目的とする。

(事業) この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

この法人では マルチコプター、固定翼、垂直離着陸機（VTOL）等を以下すべてドローンと呼ぶこととする。

1. ドローンの操縦ライセンス、身体検査に関して会員と情報共有すること。
2. ドローンの機体登録（ID）、機体点検・検査に関して会員と情報共有すること。
3. ドローンによる荷物等配送、ドローンポートに関して会員と情報共有すること。
4. ドローンの運航管制・運行管理・航路に関して会員と情報共有すること。
5. ドローン練習場の安全指導及び施設運営管理に関すること。
6. ドローン操縦による違反・事故に関する報告、事例の公開とその防止に関すること。
7. ドローン操縦の目視外・夜間・自動航行（レベル3.4）に関して会員と情報共有すること。
8. ドローンに関する産学官連携と各種調査研究開発の受託等に関すること。
9. ドローンによる防災・災害危機対策・訓練及び会員間の協力に関すること。
10. ドローンによる皇室・要人警護・テロ、偵察等、安全妨害対策及び協力に関すること。
11. ドローンに関する講演・イベント・セミナー企画及び街おこし地域活性化事業に関すること。
12. ドローンによる社会教育・就業（就活）・学業の指導サポートに関すること。
13. ドローンに関する書籍、映像、DVD、電子媒体等の制作・販売に関すること。
14. ドローンに関する特許・商標及びグッズや商品・製品の開発・製作・販売等に関すること。
15. この法人の電子媒体（インターネットWEB、SNS）による情報発信等に関すること。
16. 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡・助言又は援助の活動。
17. その他この法人の目的を達成するために必要な事業。

第5条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員 この法人の目的に賛同し、別に定める会費負担に同意し入会した企業・団体法人及び個人事業者。

(2) 準会員 この法人の目的に賛同し、別に定める会費負担に同意し入会した個人。

(3) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、会費免除の上入会した地方自治体（危機管理対策機関、警察、消防）、大学院、大学、高専、専門学校、高校（ドローン活用及び利用研究、航空研究分野など）及びこれらに所属する者。

4 この法人の設立当初の会費は第7条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- | | | | |
|--------------|---------|---------|------|
| (1) 正会員・年会費 | (法人・団体) | 20,000円 | (1口) |
| (2) 準会員・年会費 | (個人) | 5,000円 | |
| (3) 賛助会員・年会費 | | 0円 | |

石川県ドローン協会 入会申込書

◆目的と事業に賛同し以下のように入会を申請します。 記入日 年 月 日

希望会員種別	1. 正会員 (20,000 円) × 申込口数 : (口) 2. 準会員 (5,000 円) × 1 口 3. 賛助会員 無料	
	合計年会費： 円	
支払方法	現金・請求書発行・振込み他 ()	
法人・個人名 (部署)		(代表者・ふりがな) 印
登録・住所	住所 1	住所 2・建物
連絡先	TEL:	FAX:
携帯電話 (代表)		メルマガメール:
ドローン運用 ○印して下さい	1. 空撮 2. 測量 3. 点検・調査 4. 農薬散布 5. 運搬運送 6. 教育スクール 7. 開発研究 8. 部活・趣味 9. 他 ()	
所有ドローン (数)	機体登録済 (100 g 以上)	ドローン数 (100 g 以下)
操縦者 (人数)		年会費・請求先・領収所先・部署名等
ライセンス資格等		
その他協会に期待・希望すること又は協力したい案件など。		
入会推薦人	①	②

◎新規申請には既存の会員推薦人を 1 名お願いします。 (申請代表本人名刺を 1 枚添付)

◎入会金はありませんので入会時期による年会費の減免はありません。

◎年会費は入金され審査決定・受理されると返却は出来ません。

※入会審査：以下条件の場合、入会希望者はお断りします。 (入会審査は理事会にて決定されます。)

1. 無人航空機 (ドローン) に関与しない方。 2. 反社会的勢力に関与される方。
3. 航空法で処罰等、協会から一度、退会した方・団体等。